

## 行政部門別常任委員会年間活動計画作成について

### 1 部局所管事項概要調査

- 5月20日（金） 総務地域連携常任委員会  
環境生活農林水産常任委員会  
健康福祉病院常任委員会
- 6月 1日（水） 戦略企画雇用経済常任委員会  
防災県土整備企業常任委員会  
教育警察常任委員会

### 2 年間活動計画について協議

- (1) 前期の委員会における委員会活動評価総括表及び部局の所管事項概要説明の内容等を踏まえ、向こう1年間の活動内容について協議する。
  - (2) 重点調査項目を選定し、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
  - (3) 県内外調査の日程、調査したい項目について協議する。
- ※参考：年間活動計画書
- ※委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

### 3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、委員に配付する。

## 特別委員会活動計画作成について

### 1 特別委員会所管事項調査項目

- ・子どもの貧困対策調査特別委員会
- ・サミットを契機とした地域の総合力向上調査特別委員会
- ・選挙区調査特別委員会

### 2 活動計画について協議

< 5月31日 (火) >

- (1) 特別委員会の所管事項に基づき、調査項目を絞る。
- (2) 最終の目標、調査期間について協議する。  
(例：提言、予算への反映など)
- (3) (1) の調査項目にかかる具体的な調査方法及び内容を検討する。  
(いつ頃、どのような方法で (例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論、みえ県議会だよりを活用した提案募集など、どのような内容の調査を行うかなど)

※委員会が活動していく中で、活動計画に変更が生じた場合は、その都度、活動計画の修正を委員会で協議する。

### 3 活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が活動計画書を作成し、後日、委員に配付する。

( ) 委員会活動評価総括表 (平成 年度)

1 委員会活動の振り返り (委員間討議の結果の概要を記載する)

2 各委員 (理事) の評点の平均点

項目	評価の視点	平均点
(1)年間活動計画の進捗度	年間活動計画の内容は適切なものでしたか。	[ ]
	重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	
	年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	
	(その他、評価の理由等(自由記載))	
(2)委員会運営の円滑度	すべての議案・事項を丁寧に調査・審査しましたか。	[ ]
	委員会で十分な議論をしましたか。	
	委員長報告が各委員の合意したものとなるように努めましたか。	
	(その他、評価の理由等(自由記載))	
(3)議員間討議の充実度	議員間討議の機会を十分に活用しましたか。	[ ]
	議員間討議を十分に行いましたか。	
	議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	
	(その他、評価の理由等(自由記載))	
(4)県内調査の充実度	県内調査の調査先は適切でしたか。	[ ]
	調査先で十分な調査を実施しましたか。	
	県内調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	
	(その他、評価の理由等(自由記載))	

項目	評価の視点	平均点
(5) 県外調査の充実度	県外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) [ ]	
(6) 参考人招致の活用度 (参考人招致を行った場合のみ評価)	参考人の意見は調査・審査の参考となりましたか。 参考人から十分な調査を行うことが出来ましたか。 参考人招致における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) [ ]	
(7) 公聴会の活用度 (公聴会を開催した場合のみ評価)	公聴会での意見は調査・審査の参考となりましたか。 公聴会では十分な調査を行うことが出来ましたか。 公聴会における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) [ ]	
(8) 施策への反映度	調査・審査の結果、特に重要な事項については執行部に経過報告を求めましたか。 執行部に経過報告を求めた事項について、その後の経過確認を行いましたか。 調査・審査の結果は執行部の施策等に反映されましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) [ ]	
(9) 調査・審査への活用度	議員勉強会における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ現場de県議会」における県民の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 「みえ高校生県議会」における高校生の意見をその後の調査・審査に活用しましたか。 (その他、評価の理由等(自由記載)) [ ]	

※評価は5点満点です。(5点・・・大変良くできた、4点・・・良くできた、3点・・・概ねできた、2点・・・あまりできなかった、1点・・・できなかった)

□□□□委員会 活動計画書（平成28年5月～平成29年4月）

様 式 例

平成〇〇年〇月〇〇日現在

- 1 所管調査事項
- ・〇〇〇〇について
  - ・〇〇〇〇について
  - ・〇〇〇〇について

- 2 重点調査項目
- (1) △△△について
  - (2) △△△について
  - (3) △△△について

3 活動計画表

重点調査項目	平成28年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月	4月
(1) △△△について	常任委員会 所管事項説明 (5/〇)	常任委員会 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (6/〇～〇)	県内調査	県内調査	県外調査	常任委員会 議案、所管事 項の調査等 予決分科会 補正予算等 (10/〇～〇)	予決分科会 決算認定議 案、 当初予算編 成に向けて の基本的な 考え方 (11/〇～〇)	常任委員会 議案、所管事 項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/〇～〇)			常任委員会 議案、所管事 項の調査等 予決分科会 補正予算等 (3/〇～〇)	
(2) △△△について												
(3) △△△について												
執行部の主な予定												

4 県内外調査について

- (1) 県内調査
- 7月〇日（日帰り）
  - 8月〇日（日帰り）

重点調査項目を中心とした調査を行う。  
重点調査項目を中心とした調査を行う。

- (2) 県外調査
- 月 日～ 日

他県の先進的な取組等について調査を行うことができる。



## 委員会の県内外調査について

【平成23年5月6日各派世話人会改正】

### (県内調査)

常任委員会  
特別委員会

原則として日帰り調査を2回程度実施。  
日帰りの調査を適宜実施することができる。

### (県外調査)

常任委員会  
特別委員会  
議会運営委員会

2泊3日以内の行程で1回実施することができる。  
1泊2日以内の行程で1回実施することができる。  
2泊3日以内の行程で1回実施することができる。

## ◆ 常任委員会の県内調査日程案（平成28年度）

## 【日程案】

平成28年7月25日（月）	8月 3日（水）
7月26日（火）	8月 4日（木）
7月27日（水）	8月 5日（金）

※ ただし、教育警察常任委員会について、学校の夏休み期間を除く必要がある場合は、7月5日（火）、7月6日（水）の設定としても可。

委 員 会 名	県内調査日程
総務地域連携常任委員会	
戦略企画雇用経済常任委員会	
環境生活農林水産常任委員会	
健康福祉病院常任委員会	
防災県土整備企業常任委員会	
教育警察常任委員会	



## ◆ 常任委員会の県外調査日程（平成28年度）

(A) 平成28年8月23日（火）～平成28年8月25日（木）の間

(B) 平成28年9月 5日（月）～平成28年9月 7日（水）の間

委 員 会 名	県外調査日程
総務地域連携常任委員会	
戦略企画雇用経済常任委員会	
環境生活農林水産常任委員会	
健康福祉病院常任委員会	
防災県土整備企業常任委員会	
教育警察常任委員会	



委員会の少人数の委員による委員派遣（県内調査）の  
実施方法についての申し合わせ

【平成21年6月4日代表者会議了承】

1 実施に当たっての基本的な考え方

常任委員会の一部委員による県内調査は、委員全員で行う県内調査を補完するものとして調査目的及び必要性を明確にした上で実施することができるものとする。

特別委員会の一部委員による県内調査は、調査目的及び必要性を明確にした上で実施することができるものとする。

2 委員派遣の手続

- (1) 委員会において、派遣の期日、場所、目的及び内容、委員名を明らかにして、実施を決定する。
- (2) 委員長は、委員派遣承認要求書（様式1）を議長に提出し、承認を得る。
- (3) 派遣された委員は、調査を終了したときは、委員派遣終了報告書（様式2）を作成し、委員長に提出するとともに、委員会において調査の結果を報告する。

3 実施方法

- (1) 派遣日数  
日帰りの調査とする。
- (2) 派遣人数  
下限は2名以上、上限は5名以下とし、同一会派の委員のみとしない。
- (3) 書記の随行  
書記は随行しない。
- (4) 交通手段  
公共交通機関の使用を原則とするが、委員の自家用車の使用も可能とするものとする。
- (5) その他  
地元議員への通知は行わない。

(様式1)

平成 年 月 日

三重県議会議長 様

〇〇〇〇 委員長

派遣承認要求書

本委員会は、下記により委員を派遣することに決定したので、承認されるよう会議規則第54条の規定により要求します。

記

- 1 日時
- 2 場所
- 3 派遣の目的及び内容
- 4 派遣委員の氏名
- 5 経費

(様式2)

年 月 日

三重県議会〇〇〇〇委員長 様

〇〇〇〇委員

〇〇〇〇委員

〇〇〇〇委員

### 委員派遣による調査結果報告書

下記のとおり委員派遣による調査を終了しましたので、御報告いたします。

#### 記

- 1 調査期日
- 2 調査場所
- 3 調査内容



委員長報告及び附帯決議の取扱いについての  
委員長会議の申合せ事項

【平成24年11月20日 委員長会議決定】

委員長報告及び附帯決議の意義を鑑み、委員長報告で特に言及した事項及び附帯決議を行った事項について、委員会の所管事項調査の中で執行部の報告（以下「経過報告」という）を求めることとし、その取扱いについて以下のとおり申し合わせる。

1 経過報告を求める事項

- (1) 委員長報告で特に言及した事項のうち、委員会が必要と判断したもの
- (2) 附帯決議を行った事項

2 経過報告を求める時期等

経過報告を求める時期は、委員長報告については委員会で協議し決定することとし、附帯決議については、原則、次の委員会とする。

また、経過報告を求める期間は、委員長報告あるいは委員会で採択した附帯決議の報告を行った本会議から概ね一年以内とする。

3 その他

毎年の役員改選後の委員会においても引き続き経過報告を求める必要があるものについては、遺漏のないよう委員長が引き継ぐものとする。





## 委員会活動のテレビ広報について

### 1 常任委員会

#### (1) 撮影時期

- 県内調査の様子を撮影する。
- 10月に実施される付託委員会の審議の様子を撮影する。

#### (2) 放送日

- 12月中旬～下旬に、30分番組で特別委員会も含め3日間に分けて放送の予定。

#### (3) 委員長インタビュー

- 5月と11月頃に行う。

#### (4) その他

- 3月下旬に、15分番組で放送する予定の新年度予算審議の様子の一環で、3月に実施される付託委員会を撮影する。

### 2 特別委員会

#### (1) 撮影時期

- 県内調査および委員会の審議の様子を撮影する。

#### (2) 放送日

- 常任委員会と同時期に、30分番組の中で放送の予定。

#### (3) 委員長インタビュー

- 5月と11月頃に行う。



## 「みえ高校生県議会」開催要領

### 1 目的

広聴広報活動の一環として、高校生に議会活動を体験してもらうことで議会に対する関心を高めてもらうとともに、高校生の意見を直接聴くことで議会での議論に反映していくことを目的とする。

### 2 主催 三重県議会広聴広報会議

### 3 開催日 平成28年8月19日(金)

### 4 場所 三重県議会議事堂 議場

### 5 参加者

県内の高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校に通う生徒で1校あたり2～4人とし、合計10校までとする。(各学校1グループ)

なお、参加者については、学校を通じて募集する。

### 6 当日プログラム

#### (1) 10:00～12:00 オリエンテーション <全員協議会室、議場>

- 当日の日程の説明
- 県議会の概要の説明(議事堂見学含む)
- 議場でのリハーサル

#### <12:00～13:00 昼食>

#### (2) 13:00～16:30 高校生県議会 <議場>

##### ◇副議長が全体進行

- 開会のあいさつ(議長、知事)
- 高校生議員等の紹介
- 議長役の高校生(2名)の紹介
- 各校の質問及び答弁
  - ・質問〔5分以内〕答弁〔5分以内〕、再質問を可能として1校15分以内とする。
  - ・答弁は常任委員会委員長等が行う。
  - ・議長役の高校生は途中で交代する。
- 教育長の感想
- 閉会のあいさつ(副議長)

#### (3) 16:40～16:50 写真撮影

### 7 その他

- (1) みえ高校生県議会は公開とし、一般の方の傍聴も可能とする。
- (2) インターネットによる生中継及び録画配信を行う。